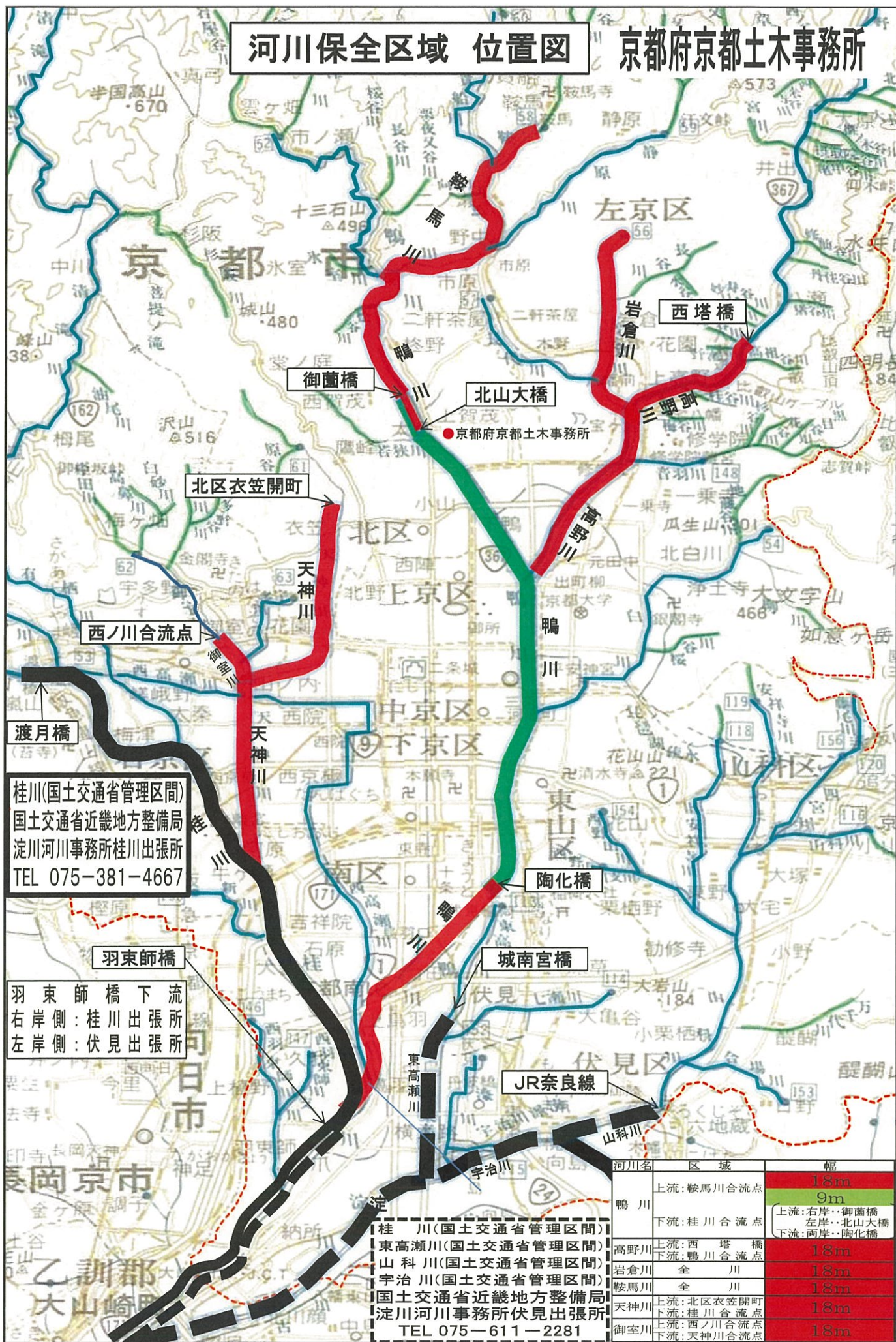


河川保全区域 位置図

京都府京都土木事務所



桂川(国土交通省管理区間)
国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所桂川出張所
TEL 075-381-4667

羽束師橋
羽束師橋下流
右岸側：桂川出張所
左岸側：伏見出張所

桂川(国土交通省管理区間)
東高瀬川(国土交通省管理区間)
山科川(国土交通省管理区間)
宇治川(国土交通省管理区間)
国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所伏見出張所
TEL 075-611-2281

| 河川名 | 区域 | 幅 |
|-----|------------------------|-----------------------------------|
| 鴨川 | 上流：鞍馬川合流点 | 18m |
| | 下流：桂川合流点 | 9m |
| | | 上流：右岸・御園橋 左岸・北山大橋 下流：両岸・陶化橋 |
| 高野川 | 上流：西塔橋 下流：鴨川合流点 | 18m |
| 岩倉川 | 全川 | 18m |
| 鞍馬川 | 全川 | 18m |
| 天神川 | 上流：北区衣笠開町 下流：桂川合流点 | 18m |
| 御室川 | 上流：西ノ川合流点 下流：天神川合流点 | 18m |

河川保全区域内で行為をされる方へ

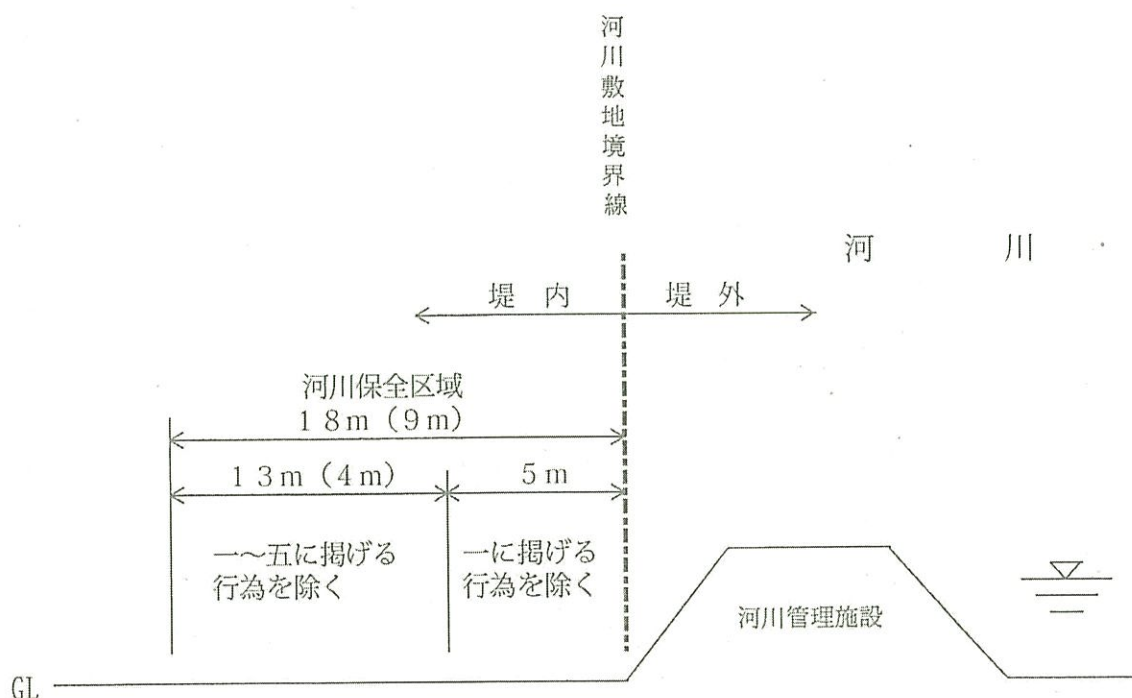
京都府京都土木事務所

河川保全区域内で次の行為をされる方は、河川法第55条の規定により京都府の許可を受けて下さい。

- 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 2 工作物の新築又は改築

ただし、次の行為は許可を要しません。(ただし、第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から5m以内の土地におけるものを除く。)

- 一 耕耘
- 二 堤防の土地における地表から高さ3m以内の盛土(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く。)
- 三 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘さく又は切土
- 四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都府が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為



[根拠法令] 河川法(昭和39年法律第167号)第55条
河川法施行令 第34条